

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 基本計画

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市は、主体的に取り組むとともに、国や県の支援を受け、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 公共施設の災害復旧

1 災害復旧事業計画

この計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧とともに、再度被害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるための計画である。

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- エ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道施設災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業

(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業

(3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業

(4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業

(7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業

(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業

(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

3 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3、4条）

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第 6 条）
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第 7 条）
- エ 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第 8 条）
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第 9 条）
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第 10 条）
- （3）中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例（激甚法第 12 条）
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第 13 条）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第 14 条）
- （4）その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 16 条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 17 条）
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第 19 条）
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による国の貸付けの特例（激甚法第 20 条）
 - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第 21 条）
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第 22 条）
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第 24 条）
 - ク 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第 25 条）

4 災害復旧事業に係る資金計画

災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その負担すべき財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

- （1）災害復旧経費の資金需要額の把握
- （2）歳入欠損債、災害対策債及び災害復旧事業費について調査し、事業執行に万全を期す。
- （3）一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第3節 民有施設の災害復旧

被害を受けた民有施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金及び復旧資材の確保、復旧計画の策定又は実施等について、あつせん、指導等を行い、必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置を講じて、市民生活の安定を図り、経済及び社会活動の早期回復に努める。

第4節 災害復興計画

社会経済活動全般に被害を生じた地域の再建を図るため、県及び国と積極的に協議し、被災地域の住民の速やかな自立活動が行われるよう、次のとおり復興計画を定める。

なお、その際、男女共同参画の視点など多様な視点を反映させるため、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や高齢者、障害者などの参画を促進する。

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持、回復又は再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者、市民等の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を策定する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害より、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

(1) 大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 市は、復興計画の迅速かつ的確な策定と遂行を図るため、国、県等と連携し、広域的に調整するなどの必要な体制を整備する。

(3) 市は、過去の災害の教訓を踏まえた災害防止策の実施により、快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、女性、高齢者、障害者等の意見が反映されるよう環境整備に努め、都市のあるべき姿を明確にし、市民の理解を求めるよう努める。

(4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第5節 被災者への支援

市は、被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努め、市民が通常の生活を一日も早く取り戻すことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行う。また、被災者が容易に支援制度等を知ることができる相談窓口を設置するなど、災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対する支援を継続的に実施する取組）の実施等により、迅速な復興援助の措置を講ずる。

1 生活相談

- （1）市は、庁舎内に生活相談窓口を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- （2）市は、早期に被災者の生活再建を図るため、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。
- （3）住宅再建に対する相談については、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

3 罹災証明の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ただし、市だけで対応できない場合は、県及び他市町村に応援を求め、実施する。

4 住宅金融支援機構資金の斡旋

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

5 災害援護資金の貸付

市は、市内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

6 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市民の遺族に対し

て、災害弔慰金を支給する。

7 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

8 被災者生活再建支援金の支給

市は、県が行う被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

9 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、市税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

10 災害廃棄物の処理等

- （１）市は、白山野々市広域事務組合と連携し、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処理方法を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。加えて、災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ボランティア、NPO 等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- （２）市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第6節 継続的な健康管理及び心のケア対策

震災等により、市民の身体的、精神的苦痛が長期間に及ぶと、心身の健康を保つことが困難となることから、市は、応急計画に引き続き、健康管理活動、心のケア活動を実施する。

1 保健指導の継続

災害により、日常の生活、食生活等が変化したことで、症状の悪化や新たな健康障害を発症する恐れがあるため、市は、被災者等が受診行動や自己管理等ができるよう、保健指導を継続する。

2 精神相談の継続

災害により受けた心の傷は、長期的に支援を行う必要があることから、市は、訪問や来所による精神相談を継続し、新たな精神的不調の早期発見や、必要な支援の把握等に努める。

また、電話による相談等、気軽に相談できる体制の確立に努める。

3 町内会、ボランティア等による活動

被災者は、絶望感、喪失感などから人との接触を避け、悩みを相談せずに一人で抱え込むことがあることから、町内会行事への参加を働きかけるなど地域全体で被災者を見守る体制を構築する。

また、ボランティア等を活用し、被災者が人と接することができる機会の確保を図る。

4 自立に向けた支援等

被災者それぞれが抱える健康課題を把握し、保健師、栄養士、精神保健福祉士等による支援連絡会等を開催し、専門医療機関の受診や社会資源の活用等、必要な支援策について検討する。

被災者自身が自分の健康課題に気づき、自己管理能力を高めることができるような支援に努める。